



2022年 8月 4日  
第 26 号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実  
編集情宣担当  
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申  
第1号

## 「公平・公正な過半数代表者の選出と『社友会』への 厳正な指導を求める」緊急申し入れ 団体交渉を行う②

4. 会社と社友会の関係を明らかにすること。

〈会社回答〉社員の自主的な組織である社友会とは、様々な意見具申を受けるなど、会社として、必要な意見交換を行っているものである。

組合	会社
「社員の自主的な組織」と規定しているが、なぜそのような規定ができるのか？	そもそも会社として「社友会」に関与していない。よって「社員の自主的な組織」となる。
「必要な意見交換を行っている」とあるが、一つの労使関係と見ているのか？	「社友会」とは労使関係ではない。
会社が社友会に資金援助することはあるのか？	ない。
人材育成費を使用することはあるのか？	ない。

5. 勤務時間中の社友会活動および会社施設や会社設備を使用した社友会活動について、見解を示すとともに関係者に厳正な指導を行うこと。

〈会社回答〉就業規則に則り取り扱うことになる。社友会の会合等について会社施設の利用を認める等、然るべき手続きを経たうえで社員活動に便宜を供することは、何ら問題ないものと考えている。なお、社友会の活動が社員の自主的な活動である以上、会社がその活動方針等に直接的に関与するものではない。

組合	会社
「就業規則に則り」とは、就業規則のどこに関係するのか？	就業規則第3条(サービスの根本基準)に該当する。
勤務時間中に社友会の活動は行えるのか？	行えない。
パソコンやプリンター・コピー機も供与することはあるのか？	認めていない。
『社友会通信』など、業務用メールで送り、業務用のパソコンとプリンターを使いカラー印刷している。勤務時間外であっても、業務用メールでの社友会活動は認めていないでよいのか？	個別事象は把握していないが、勤務時間外であっても業務に関わる媒体の使用は認めていない。
コミュニケーションボードに掲出されるものに、現場長のサインがないものや、掲出期間の記載がないものがある。	コミュニケーションボードのルールがある。職場で徹底していく。
処分はあるのか？	就業規則に則り取り扱っていく。



# 警告!

## 社友会の皆さん！大丈夫ですか！？ それって就業規則違反ですよ！



勤務時間中の社友会活動はできません！  
当たり前です！！

『社友会通信』の作成・印刷に、業務用のパソコンや  
プリンター・コピー機の使用は認められません！

『社友会通信』などの送信に、  
業務用メールは使用できません！



# ルール無視の職場に安全無し！職場からチェックしよう！